

地理的表示の保護制度に関する現状と課題



EUにおける現状と
我が国における保護制度の検討

農林水産政策研究所 食料・環境領域
内藤 恵久

地理的表示とは

- いわゆる地域ブランドで、その品質等の特性と原産地が結びついている場合に、その原産地を特定することとなる表示
- TRIPS協定では、「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」と定義（TRIPS協定第22条第1項）
- 具体例
 - ・パルマハム(プロシュート・ディ・パルマ) イタリア パルマ地域
 - ・カマンベール・ドゥ・ノルマンディ フランス ノルマンディ地域
 - ・シャンパン フランス シャンパーニュ地域



最近の地理的表示を巡る議論

- 新経済成長戦略のフォローアップと改訂(平成20年9月19日閣議決定)
 - WTOで議論されている地理的表示の導入と合わせ、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等の遵守を地域ぐるみで育ててきた農林水産品に対し地理的表示を与える制度について、国内企業等の既存の取組との調整を図った上で整備する
- 第3期知的財産戦略の基本方針(平成21年3月10日知的財産戦略本部決定)
- 新たな農林水産省知的財産戦略(平成22年3月1日農林水産省策定)
 - 農林水産物・食品のブランド化推進の一環として、地理的表示(決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対する表示)を支える仕組みについて、WTO(世界貿易機関)における議論の進捗状況を見極めながら、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討する。
- 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)
 - 決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産物に対する表示である地理的表示を支える仕組みについて検討する。

WTOにおける議論

○ 現行TRIPS協定の内容

- 地理的表示を知的所有権の一つとして定義(第2部第3節)
- 地理的表示に関し、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、真正の原産地以外の地域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段の使用等を禁止(第22条)
 - 北海道産パルマ風ハムの表示は可能
- ワイン及び蒸留酒については、真正の原産地が表示される場合や、「種類」「型」「模造品」等の表現を伴う場合も禁止(第23条、追加的保護)
 - 山梨県産ボルドーワイン、ボルドー風ワインも禁止

○ 交渉の状況

- EU等が追加的保護の対象の拡大を主張しているのに対し、米国等は現行制度で十分との立場。日本は中立。
- ワインの地理的表示の通報、登録制度についても議論。

EUにおける保護制度

(R(EC)510/2006号。R(EEC)2081/92号を廃止して制定)

PDO (保護原産地呼称) (protected designation of origin)

○ 要件

- ある地方、特定の場所又は国を原産地としている
- 品質又は特徴が、自然的、人的要因を備えた特定の地理的環境に基本的又は排他的に起因
- 生産、加工及び調整がその地域で行われる

○ 登録数 491 (2010. 6)



対象は基本的に農産物、食品
登録されていない産物(類似産物又は評判の不当な利用になる場合)に登録名称を使用することを禁止。真正の産地を表示する場合、「style」「type」等を伴う場合も禁止

PGI(保護地理的表示) (protected geographical indication)

○ 要件

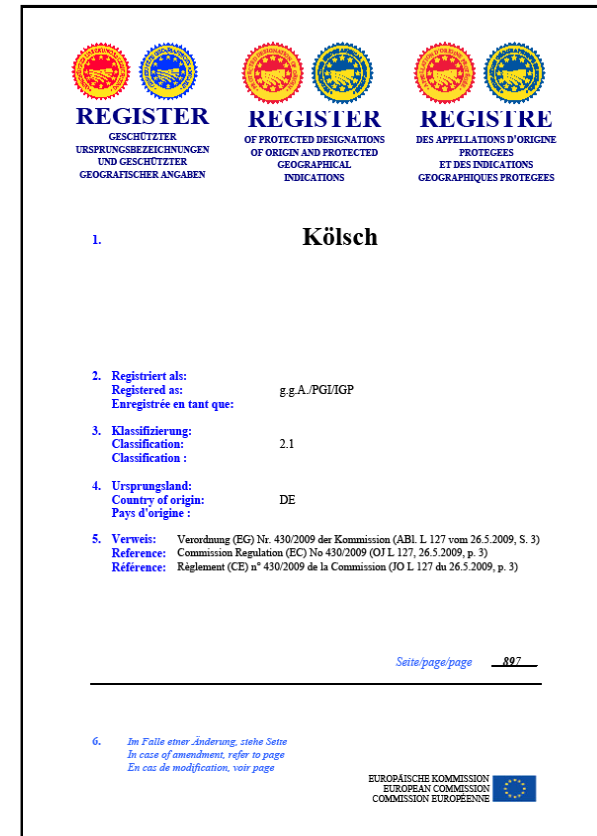
- ある地方、特定の場所又は国を原産地としている
- その地理的原産地に起因する固有の品質、評判その他の特徴を有している
- 生産、加工又は調整がその地域で行われる

○ 登録数 431 (2010. 6)



EUの登録手続き

- 生産者団体による原産地の属する加盟国への登録申請(生産地域、生産基準等を定めた明細書添付)
 - ↓
- 加盟国での審査(国内の異議申立手続き有り)
 - ↓ 要件適合
- 加盟国からEU委への書類提出
当該国での暫定的な保護(国内的保護)が可能
 - ↓
- EU委での審査(12ヶ月以内)
 - ↓ 要件適合
- 申請内容の公報への登載(明細書の公示)
 - ↓
- 異議申立(公報登載から6ヶ月以内)
 - ↓
- 名称の登録、公報に登載
 - ↓
- 保護の開始
 - 明細書に合致する産物(管理団体によるチェック必要)については誰でも登録名称を使用可
 - 登録対象外の産物に対する登録名称の使用禁止



EU以外の第3国からも申請可(例:コロンビアコーヒー)
この場合、直接又は当該第3国を経由して申請

地理的表示の例(加工品)

Brie de Melun(PDO)

- 生乳で製造されるブリーチーズ
- 生産地域
 - 仏ブリー地域及び隣接村(ムーラン村が中心)
- 地域との結びつき
 - 湿潤な地域であり、地域で受け継がれてきた方法で生産が行われ、これが品質を決定
- 生産方法
 - 生乳を用い、伝統的な製法で製造
 - 最低4週間熟成



Prosciutto Toscano(PDO)

- 豚のもも肉から製造される生ハム
- 生産地域
 - 加工地はトスカーナ州
 - 原料(豚)生産地はトスカーナ州等6州
- 地域との結びつき
 - 原料生産地が豚生産に適しているとともに、トスカーナ地域の気候の特徴が熟成に適し、製品の特性を生み出している
- 生産方法
 - 伝統的製法(切断、トリミング、乾燥塩漬、熟成等)による



地理的表示の例(農産物)

Melon du Haut-Poitou(PGI)

- Charentaisメロン(550g~1200gのもの)
- 生産地域
 - 仏Haut Poitou(Auxances川、Loirek谷、Thouet谷、Clain and Vienne谷に囲まれた地域)
- 地域との結びつき
 - 当地域のメロン生産が一世紀の歴史を持ち、石灰質に富む土壌、温暖で夏期小雨な気候が、持ちが良く糖度の高いメロンを生み出している
- 生産方法
 - 土壌条件等による作付け地の選択、品種の選択、収穫期は7月第2週から9月末まで、糖度12度以上、収穫後6時間以内にパッキング



Arroz del Delta del Ebro(PDO)

- 粒の中心にデンプンが集まり、味の吸収の良いBahia種等の特級米
- 生産地域
 - 西Ebroデルタ地帯(Taragona州)
- 地域との結びつき
 - 地中海性気候、沖積土の土壌、海拔の低さ、これにあわせた灌漑システムと利用されるEbro川の水質等が品質を決定
- 生産方法
 - 播種から収穫、精米、パッキングまでの各段階について基準あり



地理的表示の例(肉、水産物)

Abbacchio Romana(PGI)

- ラチオ地域で生まれ育てられ、と殺された子羊の肉
- 生産地域
 - 伊ラチオ地域
- 地域との結びつき
 - 非常に古くから地域の料理や祭りの中で重要な役割を占め、この地理的名称が比類ない評判を得てきている
- 生産方法
 - 一定品種(Sarda種等)
 - 生後28～40日にと殺
 - 母乳を与えなくてはならない
 - 開放、準開放型の放牧場で飼育



Coquille St. Jacques de Cotes d'Armor(PGI)

- アルモー海岸で漁獲されるミネラル豊富な天然のホタテ(貝そのまま、生むき身、冷凍むき身)
- 生産地域
 - 仏アルモー海岸の漁場
- 地域との結びつき
 - 漁場が他地域では見られないホタテ貝の自然繁殖する様々な特性を持つ
- 生産方法
 - 伝統的小規模船団で漁獲
 - 漁獲期は10. 1～3. 1
 - 添加物は使用不可



審査の内容

○ 審査では

- ①一般の産品と異なる品質、特徴、②地域の適正性、③品質等と地域の結びつきなどを審査
 - 伊では、その名前での25年以上の継続生産も要件
- また、一般名称でないか(例:カマンベール、ゴータ)、植物・動物の品種名と同一でないか、既存商標との関係から産物の独自性に誤認を招かないか、等も審査

○ 仏の申請者用ガイドの内容(一部、概要)

- ある特定の地域とは、農産物の生産を例にとれば、①土壌、地形、気候などの自然的物理的基準に基づき客観的に定義でき、②その内容に適するよう人が農業上の作業(品種、耕作条件(灌漑、土壌改良、植栽密度、防除方法等)、収穫条件(時期、方法等)等)を選択してきた地域
- 特別の品質、特徴とは、色、形、香り、味わい等で客観的に定義されるもの
- その地域に帰せられるとは、自然的、人的要素がその特徴の原因となっていること
- 品質と地域との関係性の説明には、例えば、①その土地の特別の飼料による肉の色、②地域固有種、③独特の形や味わいを持つ農産物を生み出す特別の土壌や気候、等がある

品質の管理体制

- 製品の品質確保(明細書との適合性の確保)
 - 管理計画
 - 検査の方法、頻度等を規定
 - 独立した第3者機関(検査機関)によるチェック
 - 検査費用は生産者負担
 - 検査機関のチェック
- 偽装品への対応
 - 行政による取締り
 - 真正な生産者による差止め、損害賠償

我が国における地理的表示に関連する制度

- 不正競争防止法
 - 不正な競争(原産地の誤認を招く表示等)を防止
- 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示(酒団法)
 - 酒(ワイン、蒸留酒、清酒)の地理的表示を保護
- 地域団体商標制度(商標法)
 - 地域ブランドについての団体による商標権取得に関し、識別性の要件を緩和

不正競争防止法

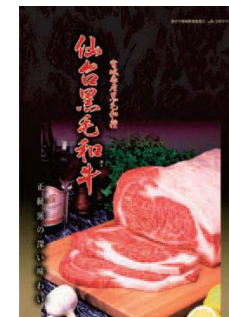
- 事業者間の公正な競争等を確保するため不正競争を規制
 - 不正競争の定義(第2条)
 - 商品に原産地、品質等について誤認するような表示をすること(同条第1項第13号) 等
 - 不正競争により営業上の利益を害された者は、損害賠償請求、差し止め請求が可能(第3条、第4条等)
 - 違反者に対し、5年以下の懲役若しくは500万円(法人3億円)以下の罰金又はその併科(第21条)
- TRIPS協定第22条に対応

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

- 酒類の表示の適正化を図るため、酒類の表示につき酒類製造・販売業者が遵守すべき基準を財務大臣が定める(法第88条第1項)
 - 以下の表示について、当該地域以外の地域を産地とするものに使用してはならない(大臣告示)
 - 日本国のぶどう酒又は蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示するもの(壱岐、球磨、琉球、薩摩の4しょうちゅう)
 - WTO加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する地理的表示で、当該産地以外の地域を産地とするものに使用することが禁止されているもの
 - 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示するもの(白山)
 - 製法等の基準は通達
 - 壱岐焼酎の例
 - 米こうじ及び長崎県壱岐市の地下水を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壱岐の地下水を加えて、さらに発酵させた二次もろみを壱岐市において単式蒸留器をもって蒸留し、かつ容器詰めしたもの
- 基準違反については、大臣の指示、命令、命令違反に対する罰則(50万円以下の罰金)・・・損害賠償請求等に関する規定無し
- TRIPS協定第23条に対応

地域団体商標制度

- 平成17年商標法改正により創設(H18.4.1施行)
- 「その商品の産地・・・を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」は識別性(全国レベルの周知性)がない限り登録できないという原則(第3条第1項第3号、第2項)を緩和し、地域ブランドについての団体による商標権取得を容易化(第7条の2)。
- 「地域の名称」+「商品又は役務の名称」からなる商標で、自己又は構成員の業務に係る商品等を表示するものとして需要者に広く認識(運用上隣接都道府県に及ぶ認識)されているものを対象
 - 地域の名称は、商品の産地若しくは役務の提供場所又はこれに準ずる地域(原料生産地、製法の由来地等も可)
- 登録を受けられる者は、構成員たる資格を有する者の加入を拒否できない旨の定めがある事業協同組合等の組合に限定(事業協同組合、農業協同組合等)
- 組合の構成員は、組合の定めるところにより地域団体商標の利用が可能(第31条の2)。地域団体商標出願前から善意でその商標を使用していた者は、先使用者としてその商標を利用可能(第32条の2)
- 登録数
 - 登録数456件(うち農林水産物・食品234件)(H22.6)
 - 出願数941件(うち農林水産物・食品623件)(H22.5)



地理的表示と地域団体商標の比較

地理的表示

(EUの仕組みの場合)

- 原産地を示す名称
- 生産基準、品質基準を満たすもののみを使用を認める(基準は公示、基準の変更は自由にはできない)
- 行政又は管理機関による品質等のチェック、偽物に対する行政によるコントロール
- 基準を満たすものについては誰でも名称使用可(独占権無し)
- 存続期間無し(永続)

地域団体商標

- 原産地でない地域(製法の発祥地等)も可能
- 生産基準、品質基準は保護要件ではない(定める場合、団体の自主ルール)
- 品質管理、偽物への対応は、原則権利者が行う
- 権利者は加入脱退の自由のある団体(独占権あり)
 - 構成員は許諾無く商標利用可
 - 構成員以外の既存使用者は先使用として利用可
- 存続期間10年(更新可能)

地理的表示と商標の関係

○ EU規則

- GI登録後の類似商標
 - GIと誤認を招く商標の出願は却下(第14条第1項)
- GI登録前の類似商標
 - 商標の評判、名声及び使用年数を考慮して、登録名が、産物の真の独自性に関して消費者の誤認を招くかもしれないときはGI登録不可(第3条第4項)
 - 原産国におけるGI登録前に、出願、登録されていた商標等について、GI登録後も使用を認める(第14条第2項)・・・既存商標の効力制限

○ TRIPS協定

- 地理的表示を含むか又は地理的表示から構成される商標の登録で、当該地理的表示の領域を原産地としない商品についてのものは拒絶又は無効(第22条第3項、第23条第2項)
- その地理的表示がその原産地で保護される日前に出願・登録された商標等については、地理的表示と同一、類似であっても、GI登録は商標登録の適正性・有効性、商標を利用する権利を害さない(第24条第5項)

○ WTOパネル報告(2005.3.15 DS174 EUの地理的表示制度を巡るEU・米間紛争)

- 地理的表示登録による既存商標の効力制限(地理的表示対象者に商標権の排他的権利が及ばない)を、TRIPS協定第17条により認められる商標権へのlimited exceptionとして、EUの主張を認める。ただし第24条第5項が商標権の一部効力制限を認めているとの主張は否定

地域における原産地呼称管理の取組み

- 長野県原産地呼称管理制度
 - 創設年 平成14年
 - 対象品目 日本酒、ワイン、焼酎、米
 - 全体を統括する「長野県原産地呼称管理委員会」、品目ごとに認定基準を決定する「品目別委員会」、品目ごとに官能審査を実施して認定品を決定する「品目別官能審査委員会」を設置。
 - 品種、製造方法等について基準
 - 認定品には、「長野県原産地呼称管理委員会認定」の文言を表示したラベルを貼付
 - 事務局は長野県農政部農政課
- 有田市原産地呼称管理制度
 - 創設年 平成22年
 - 対象品目 温州みかん
 - 全体を統括する「有田市原産地呼称管理委員会」、認定みかんの基準を決定する「みかん委員会」、官能審査を実施する「官能審査委員会」を設置。
 - 生産圃場、品種、生産方法、糖度等について基準
 - 認定品には「有田市原産地呼称管理委員会認定」の文言を表示したラベルを貼付
 - 事務局は有田市経営企画課

地理的表示制度導入により期待される効果

○ 農林水産業振興、地域振興

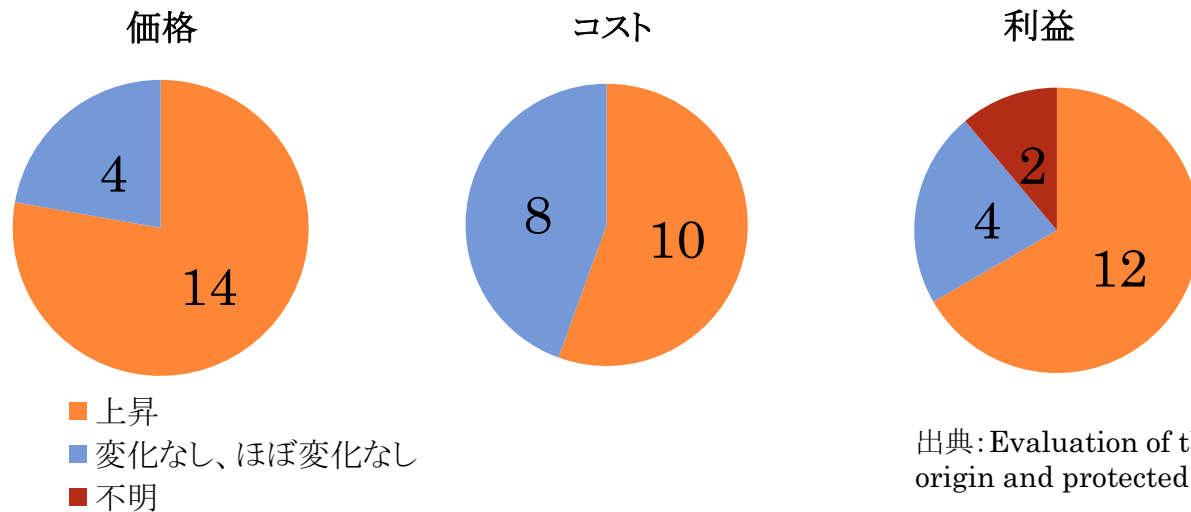
- 偽物排除、消費者の信頼度向上による価格向上
 - オリーブオイル生産者価格の例(イタリア、ユーロ/kg、2009)
Non-PDO/PGI 2.5 Veneto 11.6 Garda 11.2 Riviera Ligure 10.2
Umbria 7.4 (ISME(伊農業調査研究情報局)調)
- 産地の団結、プロモーション活動の容易化
- 大量、画一、低コストに対抗しうる生産・加工・販売の確立
- 輸出市場での有利性確保
 - EUのPDO/PGI製品の輸出の伸び
数量ベース9%増、価格ベース17%(2005-2007、EU委調)
 - 他国での保護の可能性(韓国、中国は既に地理的表示の保護制度を整備)
- 当該地域での生産継続(地域活力、文化の維持)

○ 消費者利益

- 選択のための情報の提供
- 管理システムによる品質確保

PDO,PGIの効果

1. 価格等の上昇



出典: Evaluation of the CAP policy on protected designation of origin and protected geographical indication(2008)

2. 農家手取り割合の上昇

PDO/PGI (comparator)	Farmer	Processor	Distribution	Total price (ユーロ)
Volaille de Bresse (chicken with trademark)	35% (28%)	40% (46%)	25% (26%)	12/kg (3.25/kg)
Toscana (extra virgin oil any origin)	46-53% (37-47%)	47-54% (53-63%)		9.6/750cc bottle (6.05/750cc bottle)
Mela Val di Non (Mela La Trentina)	50% (38%)	10% (12%)	40% (50%)	1.75/kg in box (1.35/kg in box)

出典は1に同じ

制度化に向けた課題

○ 基本的な仕組み

- 農林水産業及び消費者双方に利益となるものであることが重要
 - 明確な明細書(地域、品質、製法等)の策定
 - 明細書を遵守する誰もが名称を使用でき、そうでない者は使用できない仕組み
 - 品質を確保・保証できる仕組み

○ 課題

- 保護要件(対象物品、「評判」の扱い等)
- 審査基準、審査体制
- 規制内容の明確化(及ぶ範囲、加工品の取り扱い等)
- 表示(マーク、産地表示との関係)
- 品質管理体制、行政によるコントロール体制
- 担保措置(差し止め、損害賠償、罰則)
- 商標、既存名称との関係整理